

令和7年度 がんばる介護事業所表彰 募集要項

**MAKE
TOYAMA
STYLE**

BEYOND CORONA, WITH US

1 趣旨

県では、要介護者等の自立支援や生活の質の向上、事業所の雇用環境の改善に積極的に取り組む県内の介護事業所を表彰しております。

自薦・他薦を問いません。皆さまの積極的なご応募をお待ちしております。

2 表彰

表彰状と副賞（3万円以内の介護関連用品）を授与いたします。

※副賞については、事前に各受賞者に希望する品をお伺いします。

また、表彰事業所の取組みについては、県HPへの掲載、福祉系学科を有する大学・専門学校・地域包括支援センター・保健センターなどの地域住民窓口へのパンフレット配布などを通じて、広く周知させていただきます。

3 対象事業所（両部門共通）

- ・ 県内で介護保険サービス又は障害福祉サービスを提供していること
- ・ 介護保険法、老人福祉法、高齢者の居住の安定確保に関する法律、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、労働基準法等の関係法令を遵守しており、過去3年間違反がないこと。
- ・ 社会保険（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）、船員保険、国民保険、労働者災害補償保険及び雇用保険をいう）に加入し、該当する制度の保険料の滞納がないこと。
- ・ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）及び暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）と密接な関係を有していないこと。
- ・ 介護職員等処遇改善加算（障害福祉サービス等事業所は、福祉・介護職員等処遇改善加算 以下同）Ⅰ又はⅡ又はⅢ（旧「介護職員処遇改善加算Ⅰ」相当）を取得していること。

なお、介護職員等処遇改善加算の対象ではない事業所については、同等の取組みを行っていることを要件とする。

4 取組み

(1) 自立支援部門

取組み	具体的な事例
1 利用者の自立支援・生活の質 (Quality Of Life : QOL) の向上に向けた取組み	・ 自立支援・重度化防止に資するケアプラン作成に向け、リハビリ専門職等の多職種と連携した事例検討等を実施 ・ 利用者の意欲を引き出すとともに、潜在能力を見出し、最大限に発揮できるよう支援 ・ 社会資源・地域資源を幅広く活用し、利用者の自立や QOL の向上に結びつくケアマネジメントを実践 ・ 医療と積極的に連携し、ADL や要介護度が短期間に大きく変動する医療依存度が高い利用者等に対して、きめ細かく対応 ・ 重度者のケアの充実、専門職の連携によるチームケア、利用者と家族が最期の時間を過ごせる環境づくりなど、人生の最終段階における本人の意思決定、安楽な看取りを支援 ・ 障害の重度化、障害のある人の高齢化や「親亡き後」を見据え、相談・体験の機会・緊急時の受入対応を実施 ・ 施設入所者の生活の質（QOL）の向上やプライバシーの確保のため、施設の重度化・高齢化対応、個室化、地域移行の受け皿となるグループホームやショートステイの整備を推進 等
2 職員の資質向上によるより良い介護サービスの提供に向けた取組み	・ 口腔ケアの写真入りマニュアルを作成したことにより、スタッフの技術の均質化が図られ、誤嚥性肺炎による入院者数が減少 ・ モニタリングの際に、看護師を同行し、介護職が医療の視点を学ぶとともに連携向上 ・ 経験の短い介護支援専門員をはじめとした他の介護支援専門員に対して、体系的・理論的に自立支援型ケアプラン作成の指導を実施等 ・ 新任ケアマネマニュアルを作成、実施、修正により、新任ケアマネのケアマネジメント技術が向上し、指導的立場である主任ケアマネの指導力向上にも波及 ・ 相談支援の質の向上を図る観点から、地域の中核的な役割を担う主任相談支援専門員を計画的に養成 等
3 その他、介護サービスの質の向上等に向けた取組み	・ 社会福祉協議会や地域包括支援センター、ケアマネジャーとチームを編成し地域課題を解決 ・ 地域における見守り支援や地域とのつながりを促進するなど、地域社会と連携した取組み ・ 地域包括支援センター等が実施する事例検討会等への参加により、専

	門職等からの助言を通じて、利用者の要介護度や自立支援に係る取組みが改善 ・ 脳血管後遺症、認知症、循環器疾患、生活習慣病、在宅におけるターミナル等の末期がん患者など、多種多様な事例に対して、適切なケアマネジメントを実践等 ・ Web ネットワークを富山市健康まちづくりマイスター活動に参加していた地域の家電店と連携して導入することで、電気店と IoT によるコラボを実現 等
--	--

(2) 雇用環境部門

取組み	具体的な事例
1 人材育成のための取組み	・ 職員の資質向上のための研修機会の充実（内部研修の実施、外部研修への参加を促す仕組みづくり 等） ・ 新人職員の指導担当者に対する独自の内部研修の実施 ・ 非正規職員から正規職員への登用ルートの明確化 ・ 資格取得への支援の充実（受講料・受験料の負担、資格手当の設定等） ・ 人材育成を目的とした面談・検討会議の定期的な開催 ・ 外国人介護人材への日本語学習支援、資格取得支援 等
2 福利厚生の実施や職場環境改善のための取組み	・ 休暇取得や労働時間削減のための取組み（休暇の計画的な取得促進、リフレッシュ休暇・誕生日休暇の設定 等） ・ 出産後の復帰に関する取組み（職場復帰プログラムの策定（復職前面談・研修の実施など）、施設内保育所の設置 等） ・ 育児、介護を両立できる取組み（看護休暇・介護休暇の設定、柔軟な勤務制度、学校行事参加のための特別休暇制度 等） ・ 健康管理に関する取組み（健康相談体制の整備、熱中症対策、メンタルヘルス対策、職員の腰痛対策を含む負担軽減のための介護ロボット等の導入 等） ・ パワーハラスメント、カスタマーハラスメント等の相談体制の整備 ・ ICT 等の活用による職員の負担軽減や業務省力化 等

3 その他、職員の離職防止に向けた取り組み	・ 職員提案制度の実施 ・ 表彰の実施（優秀職員、5年勤続、10年勤続 等） ・ 結婚祝い金・見舞金・出産祝金等の給付金制度の充実 ・ 職員によるサークル活動・自主勉強会への支援等
-----------------------	---

※各部門の表に示されている具体的な事例が表彰対象候補（例）となります。

過去に、表彰を受けたことがある事業所につきましても、過去に受賞した部門と異なる部門は表彰対象となります。

また、同部門であっても、過去に表彰を受けた取組みと異なる取組みについては表彰対象となります。

4 応募期間と応募方法

（１）応募期間

令和7年9月1日（月）～10月8日（水） 郵送の場合は必着です。

（２）応募方法

応募書類は各部門で異なります。応募先へ郵送または持参してください。

電子メールでのご提出も可能です。下記アドレス宛にご提出ください。

メールアドレス：nakagawa@wel.pref.toyama.jp

【自立支援部門】

応募用紙（様式第1号）

※処遇改善加算の対象ではない事業所（加算算定非対象サービスを提供している事業所）は様式第3号も提出ください。

【雇用環境部門】

応募用紙（様式第2号）

※処遇改善加算の対象ではない事業所（加算算定非対象サービスを提供している事業所）は様式第3号も提出ください。

<応募先> 〒930-0094 富山市安住町5番21号

富山県社会福祉協議会 富山介護テクノロジー普及・推進センター

TEL 076-432-6305 FAX 076-432-6307

- ※ 様式第1～3号は、富山県ホームページに電子データを掲載しております。
- ※ 取組みに関係する写真や動画等があれば、参考資料としてご提出ください。
- ※ 提出書類は返却いたしません。
- ※ 提出書類における個人情報、個人情報保護関係法令に従って取り扱います。

【富山県ホームページのQRコード】



※QRコードはデンソーウェーブの登録商標です

5 審査・選考方法

提出いただいた応募書類などの内容を審査して、受賞者を決定します。

審査・選考を進める際の参考とするため、補足・追加資料（写真、就業規則など）の提出をお願いするほか、事業所へ訪問のうえ取組みの現場を拝見させていただく場合があります。

その他

（１）選考結果

選考結果は、応募いただいた皆さま全員に文書にてお知らせします。

（２）表彰式

令和８年１月中旬に、富山県庁舎内での実施を予定しております。

（３）表彰事業所に所属する主任介護支援専門員

【自立支援部門】で表彰を受けた居宅介護支援事業所に所属し、表彰対象となる取組みに携わっている主任介護支援専門員については、令和８年度以降の富山県主任介護支援専門員更新研修の受講要件を満たすものとして認めることとします。